

# 姫路市設計業者等選考事務要綱

昭和63年 4月20日

最終改正 令和 5年 6月29日

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、本市が委託する事務事業のうち、建築設計、土木設計及び建設工事に付随するコンサルタント業務（以下「設計等業務」という。）に係る委託事務について公正かつ的確な執行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

## (検討委員会の設置)

第2条 前条の趣旨を達成するため姫路市設計方式等調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (検討委員会の組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に規定する委員及び幹事をもって組織し、委員長は財政局を担当する副市長を、副委員長は当該副市長以外の副市長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

5 幹事は、委員長の命を受け、検討委員会の所掌する事務について委員を補助する。

## (検討委員会の会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、その審議のため必要と認めるときは、当該審議事項に係る事務を所掌する局長その他の職員及び専門家、学識経験者等に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

## (検討委員会の持ち回り審議)

第5条 検討委員会は、その審議事項について急施を要するため、委員長において委員を招集する暇がないと認めるときは、持ち回りによる審議をすることができる。この場合における議事については、前条第3項の規定を準用する。

## (検討委員会の所掌事務)

第6条 検討委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 本市が施工する建築物、道路、橋梁、公園、その他の構造物（以下「建築物等」という。）について次号のア及びイの要件をみたすものであるかを審議すること。

(2) 次のいずれにも該当する設計等業務及びこれに準ずるものとして委員長が必要

と認める設計等業務について、別表第2に掲げる基準に基づき、設計等業務を委託する者（以下「設計者等」という。）を選考する方式を審議すること。

ア 総工費がおおむね1億円以上の建築物等に係る設計等業務

イ 高度の技術又は文化性、芸術性若しくは創造性を必要とする設計等業務

(3) 別表第3に掲げる基準に基づき、第13条に規定する審査会の委員の選任について審議すること。

(4) 前各号の事項を行うために必要な調査、研究に関すること。

（検討委員会の秘密の保持）

第7条 検討委員会の会議は、非公開とし、審議に参加した者は、議事の内容を他にもらしてはならない。

（検討委員会の審議結果の報告）

第8条 検討委員会の委員長は、審議の経過及び結果を市長に報告しなければならない。

（検討委員会の庶務）

第9条 検討委員会の庶務は、財政局財務部契約課において処理する。

（公開設計競技における参加者資格）

第10条 公開設計競技を行う場合にあっては、その参加者の資格について、競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第2項及び第3項第2号の規定を準用する。

（公開設計競技の公告）

第11条 公開設計競技により設計者等を選考しようとするときは、その参加締切日の前日から起算して、少なくとも30日前（急を要する場合は、20日前）までに次に掲げる事項を姫路市公告式条例（昭和25年姫路市条例第29号）の規定の例により公告しなければならない。

(1) 公開設計競技に付する事項

(2) 公開設計競技に参加する者に必要な資格

(3) 公開設計競技参加に必要な書類を示す場所及び日時（期間）

(4) 公開設計競技の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（公開設計競技の庶務）

第12条 公開設計競技に係る事務は、財政局財務部契約課において処理する。

（審査会の設置）

第13条 別表第2中1、2又は3に規定する方式（以下「設計競技等」という。）を採用するときは、検討委員会の報告に基づき、その都度設計等業務に関する審査会を設置し、名称は当該工事名等を冠した審査会とする。

（審査会の所掌事務）

第14条 審査会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該設計競技等の設計者等選考に必要な調査、研究を行うこと。
- (2) 当該設計競技等の設計者等選考審査に係ること。
- (3) 前2号に付随する一切の事項

(審査会の組織)

第15条 審査会に委員長、副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

(審査会の会議等)

第16条 第3条第2項、第3項及び第4項、第4条、第7条並びに第8条の規定は、第13条の規定により設置された審査会について準用する。

(審査会の審議結果の公表)

第17条 審査会の委員長は、審議の結果を公表しなければならない。

(審査会の庶務)

第18条 審査会の庶務は、当該工事を施工する担当課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月20日から施行する。

附 則（平成3年3月30日）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年6月17日）

この要綱は、平成3年6月17日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月1日）

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成14年8月5日）

この要綱は、平成14年8月5日から施行する。

附 則（平成14年12月1日）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年5月1日）

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年4月4日）

この要綱は、平成19年4月4日から施行する。

附 則（平成19年7月1日）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日）

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 6 日）

この要綱は、令和 3 年 5 月 6 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 29 日）

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

|     |            |
|-----|------------|
| 委 員 | 副市長        |
|     | 政策局長       |
|     | 財政局長       |
|     | 都市局長       |
|     | 建設局長       |
| 幹 事 | 財政局財務部長    |
|     | 都市局まちづくり部長 |
|     | 建設局道路建設部長  |
|     | 建設局公園部長    |

別表第 2（第 6 条関係）

| 方 式 |          | 定 義                                      | 方式選定の基準                                    |
|-----|----------|--|--|
| 1   | 公開設計競技   | 参加者を公募し、設計競技を行い、設計者を選考することをいう。           | ビッグプロジェクトで高度の技術、創造性又は奇抜性若しくは知識、経験を要する建築物等。 |
| 2   | 指名設計競技   | 指名により参加者を決定し、設計競技を行い、設計者を選考することをいう。      |  |
| 3   | 面接・ヒアリング | 指名により参加者を決定し、その人格、考え方等により、設計者を選考することをいう。 |  |

|   |      |                               |   |
|---|------|-------------------------------|---|
| 4 | 特 命  | 実績に基づき特定の設計者を選考することをいう。       | きわめて高度の技術又は文化性若しくは芸術性を要求される場合で、実績に基づく特定の技術者、芸術家の手腕に依存する必要があるとき。 |
| 5 | 関連特命 | 既存の建築物等に関連して特定の設計者を選考することをいう。 | 同一棟の増改築などで建物等に意匠、構造等の統一性をもたせる必要がある場合。                           |
| 6 | 内部設計 | 市内部で設計することをいう。                | 市内部で設計するのが妥当とされるもの。   |

別表第3（第6条関係）

|   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 必ず委員となるべき者              | 当該建築物等施工担当局を担当する副市長                     |
|   |                         | 当該建築物等担当局長又はこれに相当する職員                   |
|   |                         | 当該建築物等施工担当局長又はこれに相当する職員                 |
| 2 | 必要に応じて委員となるべき者          | 当該建築物等担当部長又はこれに相当する職員                   |
|   |                         | 当該建築物等施工担当部長又はこれに相当する職員                 |
|   |                         | 当該建築物等担当課長又はこれに相当する職員                   |
|   |                         | 当該建築物等施工担当課長又はこれに相当する職員                 |
|   |                         | 本市職員において当該建築物等について特に知識、見識の秀でた者          |
| 3 | 市職員以外において必要に応じて委員となるべき者 | 当該建築物等について知識、見識の秀でた専門家、学識経験者<br><br>若干名 |